10　掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が法第十条第二項又はこの条第五項若しくは第六項の規定により算定した額を超える移動被共済者（次項において「調整被共済者」という。）に係る退職金及び解約手当金の額は、これらの規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

11　第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合又は調整被共済者である場合における退職金及び解約手当金の額は、前四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合　第九項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額（法第三十条第二項第二号イに規定する計算後受入金額をいう。次号において同じ。）を加算して得た額

二　第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、調整被共済者である場合　前項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額を加算して得た額

別表第一中「第一条」の下に「、第十一条」を加える。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五（第九条、第十五条関係）

月数	金額
○月	○円
一月	一、○一○円
二月	二、○三○円
三月	三、○六○円
四月	四、一一○円
五月	五、一六○円
六月	六、二三○円
七月	七、三一○円
八月	八、四一○円
九月	九、五二○円
一○月	一○、六四○円
一一月	一一、七八○円
一二月	一二、八九○円
一三月	一三、九六○円
一四月	一五、○四○円
一五月	一六、一三○円
一六月	一七、二二○円
一七月	一八、三二○円
一八月	一九、四二○円
一九月	二○、五三○円
二○月	二一、六五○円
二一月	二二、七六○円
二二月	二三、八九○円
二三月	二五、○二○円

二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二五、○二○円に、上欄で二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、○○○円を加えて得た額
三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三七、○六○円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、○一○円を加えて得た額
四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四九、一三○円に、上欄で四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、○○○円を加えて得た額
五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六一、○九○円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、○七○円を加えて得た額
七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七三、八九○円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、○八○円を加えて得た額
八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八六、八一○円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、○九○円を加えて得た額
九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	九九、八三○円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一○○円を加えて得た額
一○七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一一二、九六○円に、上欄で一○七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一一○円を加えて得た額
一一九月に一月から一二月までの月数をそれ	一二六、二一○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一二○円を加えて得た額